



# 介護医療院便り

2022年12月号  
西尾病院介護医療院  
本館5, 6階

## ご挨拶

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
新型コロナウイルスの状況も 年末年始を控え  
予断を許さない状況が継続しています。

介護医療院といたしましても感染防止策の対応は、引き続き  
行っています。  
ご家族の立ち入りは、5階エレベーター前までとし、  
面会禁止の対策は継続させていただきます。

どうぞ、ご理解ご協力をお願いいたします。



【利用者

西尾病院・西尾病院介護医療院・老健いづみに食事を提供して下さっている、

富士産業 様 の ご協力の元、利用者様にお寿司を提供するイベントを開催致しました。

利用者様の目前で寿司を握って頂き 寿司屋さんに来た雰囲気味わっていただくことができました。

様と作成した...



お食事が摂れないご利用者様には 特別な入浴剤を使用してのお風呂を提供致しました。

## お役立ち情報

医療費控除とは、【支払った医療費に応じて税金を計算しなおす】というものです。確定申告をする年の1月1日から12月31日までに支払った医療費が対象となります。本人以外にも、生計を同一する家族の分もまとめて申告することが可能です。治療を目的とした医療行為に支払った費用は、医療費控除の対象となります。

介護保険法上 介護医療院の介護保険対象部分・食費・居住費が 医療費控除対象となります。毎月お出ししている請求書をご確認いただき、申告の際 ご家族で計算をしていただき、申告していただく事となります。

医療費控除は税金の控除ですので、税金がかかっている方のみが対象です。非課税世帯の方(減額証がある方)は 対象にはなりません。

介護医療院では 【医療費控除証明書】をお出しすることもできます。ただし、文書料を頂く事となります。必要な方は ケアマネージャーまでご連絡ください。

2022年の分は12月分までが対象となるため 12月分の請求書をお出しするのが1月15日で、領収書をお出しするのは 2月15日 となります。

医療費控除は5年前まで遡れますので、【医療費控除証明書】で過去の分をお出しすることもできます。

## お知らせ

12/31~1/3 までは 年末年始対応となり、洗濯物の受け渡しなどの西尾病院への立ち入りは出来ませんので ご協力をお願い致します。

## ご挨拶

令和4年も もうすぐ暮れを迎えようとしています。今年も 新型コロナウイルスに振り回された一年となりましたが、幸い、介護医療院 コロナ感染のクラスターの発症もなく過ごすことができました。ひとえに、ご利用者様、ご家族様のご協力の賜物と、深く感謝いたしております。コロナが終息し、ご家族の面会制限が解除となることを 職員一同心から願っておりましたが、面会制限のまま 今年が終わろうとしていることが、非常に残念です。来年こそは、コロナが終息し、穏やかな日常が戻ってくることを心より願っております。今年一年 ありがとうございました。

